

# 令和3年度水道広域化推進に係る検討業務委託

## 企画提案募集要領

### 1 概要

#### (1) 業務の名称

令和3年度水道広域化推進に係る検討業務委託

#### (2) 目的

沖縄県では、沖縄県水道整備基本構想（以下「おきなわ水道ビジョン」という。）の基本理念である「安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築」を目指しており、沖縄本島と離島の水道サービスの地域間格差を是正し、水道サービス水準の向上を図るため、水道広域化に取り組んでいる。現在、本島周辺離島8村への水道用水供給拡大に取り組んでおり、平成30年3月には粟国村、令和2年3月には北大東村、令和3年3月には座間味村阿嘉島・慶留間島へ水道用水の供給が開始された。

本県における水道の広域連携、広域化の更なる推進を図るためには、そのメリット、デメリットを整理し、将来像を明確にしたうえで、議論を深めていく必要がある。このため、令和2年度水道広域化推進に係る検討業務委託（以下「令和2年度業務」という。）では、県内の水道事業者ごとの経営環境と経営状況に関して課題の把握や現状分析等を行った。

本業務委託では、令和2年度業務で整理した内容も踏まえ、将来推計、広域化の手法の検討や効果の検証等を行う。

#### (3) 内容

令和3年度水道広域化推進に係る検討業務委託仕様書【公募用】（以下「仕様書」という。）を参照

#### (4) 契約期間

契約締結日から令和4年3月18日まで

#### (5) 契約限度額

33,279,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）以内

#### (6) 業務所管課

沖縄県 保健医療部 衛生薬務課

### 2 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

（注）：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (2) 提出書類の受付期間内において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (4) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (6) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (7) 労働関係法令を遵守していること。
- (8) 次の各号のいずれにも該当しないこと。なお、以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
  - イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (9) 計画策定、調査研究等を業として行う法人であること。
- (10) 沖縄県内に本店、支店又は事務所を有する法人であり、本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに速やかに対応できる体制を有する者であること。
- (11) 本委託業務を遂行するために必要な知識、技術、類似業務の受託実績等を有する者であること。
- (12) 共同企業体で実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
  - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体を構成するすべての構成員が、上記応募資格(1)～(8)の要件を満たす者であること。
  - ウ 共同企業体を構成するいずれかの事業者が、上記応募資格(9)～(11)の要件を満たす者であること。
  - エ 共同企業体を代表する者は、本委託業務完了後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。

### 3 関連資料の提供

令和 2 年度に保健医療部衛生薬務課で実施した「令和 2 年度水道広域化推

進に係る検討業務委託」（報告書本編、資料編の一部（水需要予測ブロック集計結果等））について、参加意思のある事業者に貸与（CD-R）する。

当該募集要領 12「連絡及び提出先」担当者に事前連絡の上、名刺と本人確認ができる証を持参し、窓口で貸与簿に記入し貸与することとする。

貸与した資料については、本募集の参加・応募の検討のみに活用すること。なお、企画提案書提出時、又は不参加の場合は不参加決定後直ちに返却すること。

また、「令和 2 年度水道広域化推進に係る検討業務委託」（資料編）について、参加意思のある事業者は、当該募集要領 11「その他」の事務取扱時間内に、保健医療部衛生薬務課において閲覧（複写や写真撮影は不可）することができる。閲覧の期間は、令和 3 年 4 月 30 日（金）までとする。

閲覧を希望する場合は、担当者に事前連絡、調整の上、名刺と本人確認ができる証を持参、閲覧簿に記入し閲覧（2 人以内）すること。

#### 4 質問の受付及び回答

(1) 受付期間：公募掲載日から令和 3 年 4 月 19 日（月）12 時 00 分まで

(2) 受付方法：質問書【様式 6】により、担当者名・電話番号記載のうえ、県衛生薬務課代表アドレスあてメールにて提出すること（電話による受信確認が必要）。

電 話：098-866-2055

メール：aa024100@pref.okinawa.lg.jp

(3) 回答方法：質問及び回答は衛生薬務課ホームページにおいて公表し、個別に回答を行わないものとする。また、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。ただし、簡易な質問等については、電話等により回答することがある。

#### 5 参加申込

本募集への参加を希望する場合は、下記により申し込むものとする。

(1) 提出書類：参加申込書【様式 1】

(2) 提出期限：令和 3 年 4 月 23 日（金）17 時 00 分

(3) 提出方法：持参、郵送（一般書留又は簡易書留）、F A X またはメールにより受け付ける。

※共同企業体で応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

※F A X またはメール送信後は、念のため受信確認を行うこと。

#### 6 応募書類

参加申込書【様式 1】を提出したものは、次に掲げる書類を作成し、正本 1 部、副本 8 部提出すること。

(1) 提出書類

① 応募申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 2】

② 企画提案書

記載内容については、仕様書及び企画提案書作成要領を参照すること。

③ 法人（事業者）概要書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 3】

④ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 4】

⑤ 社会保険に加入義務がないことについての申出書

- (※社会保険に加入義務がない場合) . . . . . 【様式 4-2】
- ⑥ 共同企業体構成書 (※共同企業体の場合) . . . . . 【様式 5 号】
- ⑦ 共同企業体協定書 (※共同企業体の場合)
- ⑧ 添付書類
- (a) 直近事業年度の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書等) 又はこれに類する書類
- (b) 応募者の概要がわかるもの (パンフレット・会社案内等)
- (c) 労働保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がない場合を除く)
- 申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写しを提出すること (以下は例)
- 労働局からの領収済通知書 (領収印のあるもの)
  - 納付書・領収証書 (領収印のあるもの)
  - 口座振替結果のお知らせ (提出者名が入っている部分を含む)
  - 労働保険事務組合からの領収書等
  - 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等
- (d) 健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類 (加入義務がない場合を除く)
- 申請日直近の、健康保険・厚生年金保険料の納入が済んだことがわかる書類の写しを提出すること (以下は例)
- 厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書
  - 納付書・領収証書 (領収印があるもの)
  - 領収済通知書 (領収印があるもの)
  - 社会保険料納入証明書
  - 納入額の告知書と振込・口座振替明細 等

※共同企業体の場合、上記③から⑤、及び⑧について、共同企業体の構成員ごとに提出すること。

※各様式は、必要に応じて 2 枚以上にまたがって記載してもよい。また、関連資料があれば必要最小限度の範囲で添付してもよい。

(2) 提出期限

令和 3 年 4 月 30 日 (金) 17 時 00 分

(3) 提出場所

沖縄県保健医療部衛生薬務課 (沖縄県庁 4 階)

(4) 提出方法

持参もしくは郵送により提出すること。なお、郵送の場合は一般書留又は簡易書留とすること。ㄨ 切日必着とする (提出期限厳守)。

## 7 積算見積に関する要件

今回の企画提案応募については、33,279,000 円 (消費税及び地方消費税相当

額含む)の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案応募に当たり設定したものであり、実際の契約額とは異なることもある。

## 8 委託候補者の選定（審査の実施）

### (1) 企画提案選定委員会の設置

企画提案の審査を公正に行い、契約の相手先となる委託候補者を選定するため、県が設置する企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

### (2) 書面審査

提出された企画提案書をはじめとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において委託候補者を選定する。

提案書が概ね5者以上ある場合は、選定委員会での審査に先立ち、衛生薬務課において書面審査（1次審査）を行い、選定委員会において審査の対象となる者を選定する場合がある。

### (3) 採点・審査

#### ① 採点

審査においては、以下の評価項目毎に次に記す内容について採点（合計配点60点）する。

#### ア 業務実施にあたっての基本的な考え方<5点>

本委託業務の趣旨及び目的に沿ったもので、今後の沖縄県における水道広域化推進プランの策定、水道広域化の推進に繋がるものか。

#### イ 業務の実施体制、業務スケジュール<5点>

責任者、従事者の能力（実務経験、保有資格等）及び体制は、本委託業務を実施する上で十分か。また、スケジュールは適切な設定となっているか。

#### ウ 類似の業務実績<5点>

過去5年間に実施した国、地方公共団体若しくは公共的団体の水道広域化に関わる業務又は水道事業者の基本計画（水需要予測及び財政収支見直しを含むもの）の策定に係る業務の実績はあるか。

#### エ 積算内容<5点>

本委託業務を実施するにあたり、適切な積算となっているか。

#### オ 将来推計<10点>

将来推計の項目、推計手法等は妥当か。また、推計項目等について、独自の提案や取りまとめ方などに工夫があるか。

#### カ 経営上の課題<10点>

将来の水道事業の課題を抽出し、分析を行う項目等は妥当か。また、分析項目等について、独自の提案や取りまとめ方などに工夫があるか。

#### キ 広域化のシミュレーションと効果の検証<10点>

シミュレーションを行うパターンの設定等は妥当か。また、シミュレーション手法等について、独自の提案や取りまとめ方などに工夫があるか。

#### ク データ、資料等の収集<5点>

本委託業務の実施に必要となるデータや情報等の内容、資料等の収集方法や県との役割分担が明確となっているか。また、その内容は妥当か。

ケ 検討会支援業務<5点>  
沖縄県水道事業広域連携検討会を円滑に進めるために、効果的な支援が提案されているか。

## ② 審査

ア 審査は、選定委員が審査票により採点し、合計点を算出する。  
イ アにより算出した合計点が最も高い企画提案者から昇順（1位から順番）に順位を付し、これをポイントとして企画提案者ごとに合算し、合計ポイントが最も少ない方を上位として委託候補者とする。  
ウ イで最少ポイントの者が複数いる場合、当該同評価者の中から、委員の合議により選定するものとする。

## ③ 最低基準

選定委員会において、各委員の採点が合計配点の5割（30点）以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない企画提案者は選定の対象としないものとする。

## ④ 企画提案者が1者の場合又は最低基準を満たさない場合

選定委員会において、企画提案者が1者のみであり、かつ、最低基準を満たしている場合は、当該企画提案者を委託候補者とするについて、各委員により様々な角度から検討を加えた後、当該各委員の合議により判断するものとする。

なお、企画提案者が1者のみであっても最低基準を満たさない場合、又は企画提案者がいない場合は、選定しないこととする。

## (4) 委託契約

県は、原則として、委託候補者と委託業務内容や委託費の額について協議し、委託契約を行う。

ただし、県と委託候補者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議し、委託契約を行うこととする。

## (5) 選定委員会の予定日、実施方法

① 予定日：令和3年5月18日（火）午後（予定であることに留意すること）

### ② 実施方法：企画提案者によるプレゼンテーション

※プレゼンテーション20分程度、質疑応答15分程度を予定している。

※プレゼンテーションについては、パソコン、プロジェクター等の使用も可とするが、その場合、機器（コード類含む）については持参の上、企画提案者自身により速やかに設置及び撤収すること。

※入室から設置までに要する時間は5分程度を目安とし、これを超える場合は、パソコン等の使用を不可とし、書面のみでのプレゼンテーシ

ョンとなる場合がある点に留意すること。

※審査会場への入場者は3名以内とする。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況や、拡大防止措置等の状況によっては、書面等での審査とする場合がある。

(6) 審査結果の通知：令和3年5月下旬（予定）

※審査の結果については、文書で通知する。

(7) 委託契約の締結時期：令和3年6月上旬（予定）

## 9 契約に関する条件など

(1) 契約方法

選定された委託候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適さないもの）により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約金額については、選定された委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。なお、提出された積算書と同額とならない場合がある。

(3) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として地方自治法施行令及び沖縄県財務規則の規定により、契約金額の100分の10以上の額を納付する必要がある。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 支払条件

受託者から提出される実績報告書に基づき、受託者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法となる。

(5) 実施計画書

委託契約締結の日から14日以内に実施計画書を提出し、県の承認を得ること。

なお、業務の実施に関して、委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と委託候補者で協議の上、決定する。

また、委託契約締結後、具体的な業務内容や進め方等については、県と協議することとする。

## 10 配置予定担当者について

企画提案書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、県の了解を得なければならない。

## 11 その他

(1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等については返却しない。

(3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認められない。

(4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

- (5) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。
- (6) 1者（1共同企業体）あたり、提案は1件とする。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 本募集要領に適合しないと認められる場合
  - エ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
  - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
  - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (8) 事務取扱については、沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (9) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 検討すべき事項が生じた場合は、県と受託者とで別途協議して決めることとする。

## 12 連絡及び提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁4階  
沖縄県保健医療部衛生薬務課 担当：眞壁（マカベ）  
電話：098-866-2055 F A X：098-866-2723  
E-mail：aa024100@pref.okinawa.lg.jp